

滋賀県公益認定等委員会における諮問に係る審査について(案)

担当	プロセス	内容
行政庁 (知事)	<pre> graph TD A[申請] --> B[受付] B --> C[形式審査] C --> D[意見聴取、協力依頼] D --> E[欠格事由審査] E --> F[申請概要書の作成] F --> G[諮問] C --> H[補正] H --> C </pre> <p>許認可等行政庁 警察庁長官 旧主務官庁 その他</p>	<p>様式については、国に準ずる(現在国において検討中)。</p>
委員会 (事務局)	<pre> graph TD I[決定(答申)書案の作成 (事務局)] --> J[委員会開催の決定] J --> K[申請概要書および決定書案の各委員送付] K --> L[委員あて案件の事前説明] L --> M[委員会開催(審議) (継続審議案件については複数回開催)] M --> N[答申] </pre>	<p>決定書案の様式については、国に準ずる(現在国において検討中)。</p> <p>開催期日の <u> </u> 日前までに決定し、各委員あて連絡。決定に当たっては、委員長と事前協議。 開催の決定基準は、 <u> </u> 日前までに決定書案の作成まで至った未審議案件があるとき、または継続審議案件があるとき 委員会事務局としての審査概要票のようなものを作成するかについて、現在国において検討中であり、その場合は、当該概要票も事務局において作成の上、送付する。</p> <p>委員と調整の上、申請書類等により説明する。</p> <p>平成20年度においては、毎月第 <u> </u> 曜日を開催期日とする。 平成21年度以降は、年度当初までに再度調整する。</p>
行政庁 (知事)	<pre> graph TD O[処分公表] </pre>	

上記の内容については、今後の国における検討結果等を踏まえ、必要な修正を加えることがあり得る。